

令和6年度第1回茅ヶ崎市スポーツ推進審議会会議録

議題	1 (1) 会長、副会長の選出について (2) 令和6年度スポーツ団体に対する補助金について（諮問） (3) 体育館利用料の見直しの考え方について 2 その他
日時	令和6年6月17日（月）15時から16時35分まで
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4
出席者氏名	(委員) 佐藤会長、長谷川副会長、安武委員、竹内委員、広瀬委員、岡田委員、小俣委員 欠席 長田委員 菅野委員 渡邊委員 (事務局) 大竹文化スポーツ部長、佐藤スポーツ推進課長、工藤スポーツ推進課課長補佐、平光スポーツ推進課課長補佐、松原スポーツ推進課課長補佐、設楽スポーツ推進課主任、中村スポーツ推進課主事
会議資料	1 次第 2 資料1 令和6年度スポーツ団体への補助金について（諮問） 3 資料2 体育館利用料の見直しの考え方について 4 資料3 パラスイマー田中映伍氏について (参考) 茅ヶ崎市スポーツ推進審議会規則
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0名

(15時00分 開会)

○佐藤スポーツ推進課長

皆さま、こんにちは。

それではこれより令和6年度第1回スポーツ推進審議会を開催させていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。1枚目「会議次第」、A4の紙が1枚ございます。それから「茅ヶ崎市スポーツ推進審議会規則」でございます。本

日お手元にお配りしているもの以外に、事前にお渡しした、あるいは郵送しました資料でございます。資料2につきましては差し替えがございます。また、本日の追加資料といたしまして、先日アンバサダー協定を本市と締結し、パリパラリンピック競技大会への出場が内定している田中映伍さんに関する資料を加えましたのでご確認ください。資料の方はよろしいでしょうか。

なお、本日は、委員7名の方にご出席をいただいておりますので、茅ヶ崎市スポーツ推進審議会規則第5条第2項を満たし、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本会議の内容は公開となります。市役所の市政情報コーナーに会議録を備えて閲覧に供するほか、ホームページで公開いたします。

本日傍聴の方はいらっしゃいません。

この後、議題に入りますが、本日は新たな委員になって初めての会議であり、会長、副会長が決まっておりません。会長、副会長が決まるまでの間については、私どもの方で進行させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題1の「会長、副会長の選出について」に入ります。

「茅ヶ崎市スポーツ推進審議会規則」第4条では、「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。」としております。

初めに、会長につきまして、自薦、他薦等がございましたらお願いいたします。

ただいま、自薦、他薦ともにございませんでした。これまで、スポーツ推進審議会につきましては、体育協会より会長を選出していただいている経緯もございますので、前回審議会に引き続き佐藤委員を選出したいと思っておりますが、皆さまいかがでしょうか。

(一 同 承 認)

○佐藤課長

ありがとうございます。異議なしとのことなので会長につきましては、佐藤委員に、前回審議会に引き続きましてお願いをしたいと思います。

続きまして、副会長につきまして自薦、他薦等ございましたらお願いいたします。

こちらについても、自薦他薦等ご意見がございませんでしたので事務局よりご提案させていただきます。今期は学識経験者としてお二人の委員の方がいらっしゃいますが、今回は東洋学園大学准教授の長谷川望氏にご就任いただきたいと思っております。長谷川氏は体育・スポーツ科学の分野で専門的に研究をされており、今回はその専門的な立場から副会長の任を担っていただきたいと思っておりますが皆さまいかがでしょうか。

(一 同 承 認)

○佐藤課長

ありがとうございます。

それでは副会長につきましては、長谷川委員にお願いをしたいと思います。

ここで新たに選出されました佐藤会長、長谷川副会長より、一言ずつご挨拶をいただければと思います。

(佐藤会長、長谷川副会長挨拶)

○佐藤課長

ありがとうございました。

それでは、茅ヶ崎市スポーツ審議会規則第5条第1項に「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」と規定されておりますので、これより先は、佐藤会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

また、議題の2につきましては補助金ごとの審議とし、その所属委員がいらっしゃる場合は、その審議時に一時退席していただくこととします。

なお、佐藤会長におかれましては、補助金申請団体の1つである茅ヶ崎市体育協会の所属ではありますが、議事の進行を行い、議事に対する答申の意見を取りまとめる役目を担い、議決には参加しないため、退席はいたしませんのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは佐藤会長、よろしく願いいたします。

○佐藤会長

それでは、議題2「令和6年度スポーツ団体への補助金について」、事務局より説明をお願いいたします。

○中村主事

それでは議題(2)諮問について資料1に基づきご説明いたします。

令和6年6月1日付けで、令和6年度スポーツ団体への補助金の交付に関し、茅ヶ崎市長より諮問させていただきました。

この諮問は茅ヶ崎市スポーツ推進審議会規則第2条に基づくもので、(スポーツ基本法第35条に規定する)スポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならないとされています。

内容につきましては、資料1別紙記載の茅ヶ崎市体育協会をはじめとする3団体に対し、それぞれの活動経費の一部を補助するものでございます。

一つ目は、茅ヶ崎市体育協会事業費補助金で、補助対象者は茅ヶ崎市体育協会、交付金額は88万円です。内訳は、体育協会に位置付けられた各種目28協会に3万円、中学校体育連盟に4万円となっております。交付目的に対する主な事業として、「スポーツ人のつどい」の開催、種目協会大会等があり、今年度の詳細な事業計画は別添資料のとおりです。

二つ目は茅ヶ崎体育振興会連絡協議会事業費補助金で、補助対象者は茅ヶ崎体育振興会連絡協議会、交付金額は80万6千円です。内訳は13地区の体育振興会に各6万2千円となっております。交付目的に対する主な事業として、地区体育祭等があり、今年度の詳細な事業計画は別添資料のとおりです。

三つ目は茅ヶ崎市スポーツ少年団活動育成事業費補助金で、補助対象者は茅ヶ崎市スポーツ少年団、交付金額は7万2千円です。交付目的に対する主な事業として、駅伝・マラソン大会、種目別交流大会等があり、今年度の詳細な事業計画は別添資料のとおりです。

交付額につきましては、3団体共に昨年度と同額となっております。説明は以上でございます。

○佐藤会長

ただいま、3団体の事業計画と予算等を説明していただきました。

それでは、最初に茅ヶ崎市体育協会事業費補助金について、活動内容等、体育協会への質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

体育協会には88万円の補助金ということで出されております。

もし(ご意見等)無ければよろしいでしょうか。

それでは、令和6年度スポーツ団体のうち「茅ヶ崎市体育協会」への補助金につきまして、スポーツ基本法に照らし、適正な補助金交付であると答申することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

○佐藤会長

ご異議なしと認めます。よって、令和6年度スポーツ団体のうち「茅ヶ崎市体育協会」への補助金につきましては、諮問のとおりで異議がない旨答申することといたします。

続きまして、2番目、茅ヶ崎体育振興会連絡協議会事業費補助金について、活動内容等、体育振興会連絡協議会への質問がございましたらお願いいたします。

振興会のほうには、80万6千円の補助金が出される予定です。

いかがでしょうか。

もし無ければ、審議に入りたいと思います。

広瀬委員は一時退席していただくということでよろしいでしょうか。

(広瀬委員は体育振興会連絡協議会に所属しているため、一時退席)

それではここから審議をしていただきたいと思います。

それでは、令和6年度スポーツ団体のうち「茅ヶ崎体育振興会連絡協議会」への補助金につきまして、スポーツ基本法に照らし、適正な補助金交付であると答申することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

○佐藤会長

それではご異議なしとしたいと思います。

よって、令和6年度スポーツ団体のうち「茅ヶ崎体育振興会連絡協議会」への補助金につきましては、諮問のとおりで異議がない旨答申することといたします。

(広瀬委員、入室)

続きまして、3番目、茅ヶ崎市スポーツ少年団活動育成事業費補助金について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

スポーツ少年団のほうには7万2千円の補助金が出される予定です。

○広瀬委員

スポーツ少年団は、今現在、何団体がこの新しい年度で登録されているかお聞きしたいと思います。

○佐藤会長

はい、それでは事務局お願いできますか。

○中村主事

今年度は17団体が登録しております。以上です。

○広瀬委員

そうしますと、昨年と同じ団体それとも減少しておりますでしょうか。

○中村主事

昨年より1団体減少しております。昨年度は18団体の登録でした。以上でございます。

○佐藤会長

ほかよろしいでしょうか。

○竹内委員

直接審議の内容とは関係ないのですが、別紙に書いてある認定指導者養成講習会とは、具体的にどのようなものを行っているのでしょうか。

○佐藤会長

事業内容です。よろしくお願いします。

○中村主事

スポーツ少年団の指導者資格を取るための講習会となっております。スポーツ少年団の指導者登録をするためには、今現在、スタートコーチの講習を受けないと登録できない状況になっておりまして、登録するために講習を受けるものとなっております。以上です。

○佐藤課長

補足をさせていただきますと、今のスポーツ少年団が団員700人ぐらいいます。指導者の方も200人以上いらっしゃる聞いております。種目も今18種目ございますが、野球とかミニバスとか剣道、バレーボール、サッカー、空手、ソフトボール、サーフィン等多岐にわたっております。認定指導者につきましては今、中村から説明もありましたが、例えばJSP0(日本スポーツ協会)とか、そういったところで資格者の講習があつて、新たな指導者資格を取りたいという方がいらっしゃれば、各団の方からこちらのほうにお話をいただいて、取り次ぎをして資格を取っていただくというような形でございます。

○竹内委員

ありがとうございます。市の独自の資格があるわけではないのですね。

○佐藤課長

市の独自の資格ということではございません。

○佐藤会長

はい、よろしいでしょうか。他にございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、令和6年度スポーツ団体のうち「茅ヶ崎市スポーツ少年団」への補助金につきまして、スポーツ基本法に照らし、適正な補助金交付であると答申することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

○佐藤会長

異議なしということですので、令和6年度スポーツ団体のうち「茅ヶ崎市スポーツ少年団」への補助金につきましては、諮問のとおりで異議がない旨答申することといたします。

議題3に移る前ですけれども、本日スポーツ推進委員の渡邊委員さんが欠席しておりますけれども、実は質問事項がございまして事務局の方で預かっております。質問の内容については、「スポーツ関係団体への補助金について、新型コロナウイルス感染症対策には協力することは当然理解するが、状況が変わってきた中で、コロナ禍において休止されていた団体への交付が復活しないのはなぜか」というのが1つです。

もう1つは、「特定の団体のみ補助金交付が見送られているが、スポーツ推進課全体の予算の中で調整することはできないのか。」

この2つのご質問がございました。事務局のほういかがでしょうか。

○佐藤課長

ただいまのご質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思っております。

今、ご審議いただきました団体への補助金、本日3団体へのご審議をいただいておりますが、コロナ禍前につきましては、こちらの3団体以外に、3つの団体への

補助金交付もしてございました。

コロナ禍ということで一時的に活動内容等を見させていただいて、なかなかできにくい活動もあるということで、3団体については、当時、活動が縮小してきたものもありましたので、休止ということでございます。

コロナ禍を経て、実際元に戻そうという動きになったときでございますけども、基本的に市の考え方としまして、新たに復元をする、あるいは新規の補助金については、原則認めませんということで、全庁的に対応してきたところでございます。

ただ、要求段階につきましては、この補助金から外れていた3団体についても、私どものほうで再要求をしたところでございます。しかし、こちらについては全庁的な予算配分の中もありましたが、優先事業の中には入ることができず、結果として補助金の交付はこれまでないということでございます。

ただ、私どもにつきましては、先ほど原則論をお話しましたけども、復元とかにあたっては、これまで通りの活動ということではなく、少し中身を工夫してコロナ禍を経てこういった新しいことができるのではないかなど、アイデアを出していただきながら、また再度、市の財政当局の方にも詰めていきたいと思いますという話を、昨年も各団体の方にはお話をしたところでございます。

この先ずっと休止が続くということではなくて、私どもと一緒に、新たなスポーツ事業を、これからコロナ禍を経てやっていくのに、工夫をしながらどんなことができるかというのを話し合いながら、また補助金の復活に向けてやりとりをしていきたいと思いますということで、またこれから、無いというようなことではございませんので、3団体についても、それぞれの活動内容、それから今後の活動状況を両者で話をしながら、引き続き検討していくというような立場でございます。

以上でございます。

○佐藤会長

ありがとうございます。

渡邊委員さんのほうにはそのようにお伝えしていただきたいと思います。

皆さんのほうで今の件で何かありますか。

○竹内委員

認識不足で申し訳ございませんが、3団体というのはどういうところか教えていただければと思います。

○佐藤課長

はい、お答えします。

渡邊委員が所属している団体も含まれておりまして、まず1つが「スポーツ推進委員協議会」、こちらへの補助金。それから「レクリエーション協会」という団体への補助金、もう1つが「婦人軽スポーツ連盟」という団体への補助金、ということでございます。

○長谷川副会長

もともとその補助金は、今は3団体交付されていて、その前は6団体だったということなのですが、補助金申請がなされてそれを協議して、この団体っていうふうに決めているということですか。どういう流れになっているのですか。

○佐藤課長

補助金の交付につきましては、年度当初に補助金の受けられる団体から交付申請書が申請されてきますが、今日の資料に事業計画書をお付けしているところですが、それについてスポーツ基本法に基づいて、審議会の皆さまのご意見をお聞きするということになっております。こちらのほうにご答申をいただいた後に、各団体のほうに補助金の交付をする、事務の流れとしてはそういう形になっております。

前年度に財政当局とのやりとり、予算要求というものが、その前の事務としてはありますけれども、その処理を経て、新年度になってから皆さまのご意見をお伺いし、実際に交付を決定するという形でございます。

○長谷川副会長

もう1件確認していいですか。その各団体は、例年を出している団体は(申請方法が)分かっているから例年の申請があるのだと思うのですが、それ以外の団体で茅ヶ崎市からその補助金を受けようと思ったら、何を見てどうやって申し込みをするのですか。どこかに載っているのですか。

○佐藤課長

特に補助金の募集というような形での告知はないのですが、国のスポーツ基本法で、補助金交付の団体についてはいわゆる社会教育団体、というような形になっていますので、従来申し上げていた団体については、継続してこれまでやってきたというところでございまして、新たな団体からお問い合わせ等があれば、補助金の交付について適格性がある団体なのかどうか、ということもお話しながらやっていく、というような形にはなるかと思えます。

○長谷川副会長

わかりました。ありがとうございます。

○佐藤会長

ありがとうございました。他にございますか。

○竹内委員

関連づけてなんですけど、今、「団体、団体」ってお話をされていますけども、一般市民の立場として、どういうのを団体とってどういうのが団体じゃないのかという、ちょっとよく分からないので、公に認められているのがどういう団体だと理解すればよろしいですか。教えてください。

○佐藤課長

私ども社会教育団体といいましても、その中で、スポーツに関する団体が対象になると思いますが、今日ご審議いただいた体育協会、あるいは体育振興会連絡協議

会、それからスポーツ少年団、日頃、本市の行事などを通じてやりとりをしながら本市のスポーツ振興に携わっていただいている方々、他にも体育協会の傘下にはいろいろ種目ごとの団体がありますけれども、そういった方々が集約している団体が体育協会になりますので、市総合体育大会とか市のスポーツ事業等、それから地域のスポーツ活動に寄与していただいている団体、市と共催としたり事業に対して後援をしたりする団体、大きな大会にあたっては、例えば市の高南駅伝だとか歴史がある大会がございますけれども、そういったところにも関与をしていただいている団体が対象になるものというふうに認識をしております。

○佐藤会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは議題3のほうに移っていきたいと思います。

現在、総合体育館の改修工事が行われております。それに伴いまして、「体育館利用料の見直しの考え方について」ということで事務局より説明をお願いいたします。

○工藤課長補佐

よろしく願いいたします。

本日の3番目の議題といたしまして、事前の資料では、「体育館使用料の見直し」という文言になっていたのですが、正しくは「利用料」となりますので訂正し進めさせていただきます。

資料に基づき、「体育館利用料の見直しの考え方について」説明しますが、資料の中に検討テーマと記載させていただいている項目が2点ございます。この項目2点につきましては、一通りの説明させていただいた後に、茅ヶ崎市のスポーツ推進の観点から意見を頂戴できたらと考えている項目になりますので、よろしく願いいたします。

総合体育館の工事につきましては、昨年10月に休館し、トイレ、エレベーターの改修工事と空調設備設置工事を進めております。あと照明をLED化するといった

省エネに関する取り組みもさせていただいておるところでございます。

本市では、令和7年4月の再オープンに向けて、体育館利用料の見直しについても併せて検討しております。

本日はその利用料見直しの考え方について説明させていただき、先ほどお話した特に2つのテーマについてご意見いただければと考えております。

まず初めに、空調設備の導入につきましては、特に子どもたちやご高齢の方たちへの夏場の熱中症対策や冬場のけが予防を目的として、非常に効果が高いものと考えております。トイレにつきましては、1階と2階にある和式トイレなどを全て温水洗浄機付きのものにいたします。

工事の進捗といたしましては写真にもお示ししておりますが、トイレとエレベーターについては、令和5年度末に予定通り完了しております、空調設備につきましても予定通り順調に進んでいる状況となっております。

次に、設置している空調設備の特徴というものを少し説明させていただきますと、次のページの写真をご覧くださいののですけれども、写真にあるようなパネルを体育館の壁面や2階のジョギングコースに設置をさせていただいて、ガスを燃料としたこのパネルで熱交換を行って、空気を冷やすだけでなく除湿も行っております。効果が非常に高いものだと聞いております。お手元の資料にありますように、この空調システムの特徴としましては、通常空調のように風を送って冷やすというものではありませんので、バドミントン競技とか卓球競技のような風の影響を受けやすい競技をやっている間でも空調を効かせることができるということが大きなメリットとなっております。

このあとご意見いただく予定の設備の運営方法でも、この特徴は重要となっております。

項番3といたしまして、体育館利用料のこれまでの経過をご説明させていただきますと、現在の利用料は、これまで消費税増税に合わせて平成26年と令和元年度の2度、増税に合わせた3パーセントと2パーセントの増額をしております。一方でベースの利用料金については、平成元年の総合体育館竣工時のままとなっております。

周辺自治体の体育館利用料はお手元資料に示す通りとなっております、平成元年以降、人件費や水道光熱費などが上昇し維持管理にかかるコストも上昇している中では、記載させていただきましたとおり利用料改定の仕組みがこれまでなかったということが課題となっております。

項番4、こちらは今後の施設運営についてですが、冒頭に申し上げた意見をいただきたいと思っている項目の1つ目になります。

現在施工中の空調設備の設置目的につきましても、繰り返しになりますが夏場の猛暑の時期にご高齢の方や子どもたちに安全にスポーツを楽しんでもらえるような施設としていくことと、冬場の寒さに起因したけがのリスクを少しでも低減したいというのが大きな理由となっております。資料に記載しましたように、空気の流れが生まれにくいことから体育館、体育室を利用している方の競技種目にとらわれることなく、施設管理者がその日の気温や湿度などを把握し、年間を通じてスポーツを快適に安全に楽しむことができる環境を提供することができるため、設置の目的と設備の最有効活用の両方を鑑みてよい運用方法であると考えております。

5番の利用料金改定の基本的な考え方といたしまして、本市の公共施設全般の受益者負担の原則等に基づいて、維持管理経費の一部を利用者の方に負担いただくものとして進めております。実際にどのような部分を利用者の方に負担していただくかということ、イメージ図をもとにご説明させていただきます。お手元資料のイメージ図をご覧ください。

まず、帯状に4段、グラフのようなものがございすけれども、その一番上の帯が全体経費になります。この中の一番右に青く着色された部分のイベント等の事業費とありますけれども、これは市や指定管理者が講座やイベント等を実施するための費用となりますので、当然のことながら利用者負担からは除かれます。2番目の帯は、一番上の帯の施設整備・維持管理に係る経費のうち施設整備費を青く着色しております。市の統一的な方針では、施設整備にかかる費用は、税収入等によって負担するものとされているため、右側の青く着色された施設整備等は利用者負担から除かれます。3番目の帯ですけれども、維持管理経費のうちの一部を利用者負担とするイメージ図になります。2番目の図には利用者負担と税収入による負担割合

という点線が入っているかと思えますけれども、これは市内部の行政改革推進課と協議させていただいて、総合体育館という施設の目的やサービスの性質等を考慮して今後決めてまいります。その決まった一番左側の白く残った部分が施設利用者の方たちに負担をしていただきたいという部分になります。そのようなイメージ図になります。

一番下の4つ目の帯につきましては、利用者負担とされるべき部分の中の空調にかかる部分というのを考慮して決めていきます、というイメージ図と捉えていただければと思います。

ページ変わりまして項番6につきましては、ご意見をいただきたい2つ目の項目となります。こちらにつきましては、従来体育館の利用料というものは、市内市外を問わず統一料金となっておりました。茅ヶ崎公園野球場や柳島スポーツ公園といった屋外体育施設についてはすでに、市外の方は1.5倍の加算料金というのを設定しております。これらと同様に体育館についても、スポーツを楽しむ市民の方々に快適な空間を提供し活動が継続できるようにするため、市外料金の設定を検討しております。

特に今回空調設備が導入されますので、他の自治体の方々が茅ヶ崎の施設を使いたがるということも想定している部分でもありますので、市外の方への料金設定を検討することについて、ご意見いただければと思っております。

最後項番7について、平成元年に料金を決定してからこれまで約35年間、料金の見直しが行われなかったということの理由としまして、「どういう状況が起きたら料金改定をするか」、というルールが何もなかったということが問題であったと思っております。今回令和6年度に定めさせていただいたあとで、人件費や水道光熱費等が、令和6年度と比べて大きく乖離した場合、この乖離というのは上がる場合も下がる場合も想定しておりますけれども、乖離をした場合には改定を行ってまいりたいということでございます。以下今後のスケジュールといたしまして9月議会で条例改正を予定しておりまして、その後広報紙やホームページでの周知を図りながら、皆さまお使いの公共予約端末のシステム改修などを経て令和7年4月に料金改定を予定しております。

説明としては以上となります。

○佐藤会長

ありがとうございました。

今いろいろ説明していただきましたけれども全般的に何かご質問ありますか。

○広瀬委員

2番のところの新設する空調設備の特徴というところで、先ほどバトミントンとか卓球とか風等の影響がないためということで、非常に利用可能ということですが、実際は冷暖房なりどういうふうな形でその機能を発揮しているのかその点をお聞きしたい。

○工藤課長補佐

風を送らない冷暖房というとなかなかイメージが湧かないかもしれないですが、冬場によく使うオイルパネルのヒーターのようなイメージをしていただくのがいいのかなと思います。それ自体に冷たい水が流れて、そこで空気が冷やされて、それが高いところから低いところへ冷気が流れていきますので、スーッと冷えていくようなイメージになります。

○竹内委員

熱対流でやるというところだと思いますけども、熱は放射と伝導と対流しかないので、熱対流を使うということなのですが、涼しい、暖かいというのはスポーツをやるに人にとっては非常に快適になっていいと思うのですが、対流を使っているとなかなか時間がかかってしまう、それとか上の方は暑いけど下は涼しいとか。卓球だと2階を使うのでしょうか、あとランニングコースだと3階ぐらいのところを使うのでしょうか、バスケだと一番下を使うということで、層によって温度が違うとか。先ほど言いましたように、対流熱ですから時間がすごくかかるので、24時間ずっとまわしっ放しなのか、その辺の動かし方を教えていただければと思います。

○工藤課長補佐

まずパネルについては、1階の体育室部分に設置するのと、一番上のランニングコースにもぐるりと設置をしていく形になりますので、人がいるエリアについてはスムーズに冷えていくというふうに考えております。

確かに即効性という意味でいうと、なかなか時間がかかる可能性がありますが、実際に24時間つけていくのか、朝早く来てスイッチオンするのかというところは、これから設置して検証しないと分からないところでございます。

現場においてはまだパネルの設置はできておらず、今、室外機の設置までが終わった状態になっています。パネルの設置をすると同時に、天井のLED照明というのがどういふふうに見えるかということも、現地で確認しながら運用方法を決めていきたいと。

あと、朝、外の気温が何度の日にならば何度で設定すると何時間後に何度になるかということを確認しながら進めていくというところでございます。以上です。

○竹内委員

ちなみに導入するにあたって、製造するメーカーというか代理店か分かりませんが、話を聞いたりとか、あと他の体育館で同じような冷暖房を設置しているところを、金額とかを、見たりしているかと思うのですが、その辺のお話をお聞かせ願えればと思います。

○工藤課長補佐

私自身が行ったわけではなく前任が行った話ですけれども、横浜にある体育館が既に同じシステムを導入している、ということで視察に行っていると聞いておりまして、現場はかなり寒いぐらい冷えていて、非常にスポーツするには快適な状態だったということは確認しております。ただ、それが何時につけたのかというところは、具体的に冷暖房が入っているところにお問い合わせをしたりとかしながら決定していきたいなという状況でございます。

○広瀬委員

横浜の中区の体育館ですか。

○佐藤課長

夏場でございますが、磯子の体育館を実際に見させていただいたというような経緯がございます。

先ほど竹内委員からもお話がありましたが、施設管理者の方がコントロールしながら、ということでございますので、皆さまが利用されるのが9時からという時間になると思いますけども、その時点では快適になるような形のセッティングを詰めていきたいというふうに思っております。

○岡田委員

4つほど質問があるのですが、いっぺんに言っていいですか。

○佐藤会長

いや、まず1つからお願いします。

○岡田委員

2ページの写真は第1体育室の写真ですが、あと第2体育室等いっぱいありますけどそれぞれ方式は違うのでしょうか。

○工藤課長補佐

第1体育室と第2体育室は写真にあるようなパネルのものになります。柔剣道場というのが今回もう一か所新たに設置される部屋になるのですが、こちらはどちらかというと従来型の風で送られてくるような通常のエアコンになるということでございます。

○岡田委員

ありがとうございます。

それから、昨年体育館でアンケートがありまして、すごく細かい区分で聞かれて、利用料金値上げと、それから時間区分、何通りもたくさん組み合わせがあつて5通り以上あつたと思うのですが、これはセットで考えるということですか。

○工藤課長補佐

昨年のアンケートに関しましては、当然参考にさせていただきたいと思つていますが、傾向としましては、第1体育室と第2体育室利用の方たちは、3時間という枠をそのまま維持して欲しいというようなご要望が多くなつていまして、逆に多目的室とか、その他いろいろな目的で使われるような部屋は、要は2時間にすることによって、1回の利用料金があまり変わらないような、1時間あたりは高くなつてはいるのですが、時間を短く設定することによって料金が据え置きになるようなものを望んでいるような結果が出ている傾向です。

○岡田委員

あわせてその利用料金として考えていくということですか。

短くして値上げの幅を抑えるとかそういうふうに考えるということですか。

○佐藤課長

今、大体1時間当たりの金額をこちらではお出ししているかと思うのですが、これを従来の通りに、3時間枠でやるのか、あるいはご利用者のアンケートのお話もございましたけども、1時間当たりの額だけ決めておいて、あとは何時間使われるかは、ご選択していただくようなやり方もあるかなと思つますし、団体様によっては3時間とつたけれども、急に用事があつて早く帰る、ということもあるので、そういうやり方の方がフレキシブルというようなこともございますので、料金の設定と一緒に区分についてもこれまでのご意見とか本日の皆さまのご意見をお伺いしながら詰めてまいりたいなというふうに考えています。

○岡田委員

最後質問ですけれども、総合体育館と茅ヶ崎市体育館で今、時間区分は一緒ですよ。これが変わる、一致しなくなるっていうことも起こりえますか。第1体育室と茅ヶ崎市体育館の2階のフロアで、今両方とも3時間区分ですが、それが、片方が2時間になって片方が3時間というのはありますか。

○工藤課長補佐

部屋によってどういう設定をするのが一番施設を有効に使っていただけるのかというのを、今指定管理をしている(公財)茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団とよく話をして、我々が望むのは利用率が一番高まることを望んでいますので、3時間のままがいい部屋もあれば2時間にした方がいい部屋もあろうかというところは考えがあるところでございます。

○岡田委員

部屋によって違うということですか。

○工藤課長補佐

そうですね。

○岡田委員

あともう1つありました。

今回工事をしているのは総合体育館ですけれども、茅ヶ崎市体育館についても利用料の変更はありますか。

○工藤課長補佐

はい。今やっている作業としては、茅ヶ崎市体育館もあわせて検討しています。

茅ヶ崎市体育館は、やはりその料金を改定するという場合には、施設に対して何

らかの手が加わったときというのが、一番利用者にもわかりやすいタイミングになるかと思うのですけれども、茅ヶ崎市体育館もすでに大規模修繕をやっている時期があって、そのときに見直しをしてこなかった経過がございます。お手元の表にもあるのですが、周辺自治体の体育館に比べてもずば抜けて安価な状態になっていますので、それを藤沢市にあるような体育館の単価にするということにはならないと思うのですけれども、一定程度見直しをしていかなければいけないと思っております。

○岡田委員

ありがとうございました。

○佐藤会長

他にご質問等ありますか。

○安武委員

2 ページのパネルの設置例っていう写真あるのですけれども、この黒いところがパネルですか。

○工藤課長補佐

そうです。

○安武委員

これが1階のフロアの全面にこのパネルが入るということですか。

○工藤課長補佐

全面ではなくて、部分、部分です。

今茅ヶ崎は、黒というよりはちょっと青いパネルにしようかなというところがございます。

○安武委員

以前改修前に壁に柵があったのですが、それはもうなくなってしまうという感じですか。

○工藤課長補佐

柵も残ります。一部つぶれちゃうところもありますけれども。

○安武委員

ちなみにこのパネルっていうのは、私やっているのはバドミントンなので、このパネルにぶつかるようなことはないのですが、例えばバスケットボールだとかフットサルだとか、ボールが当たるといようなことに対する耐久性というのはどうなのでしょうか。

○工藤課長補佐

パネルの外側にボールを防ぐような、柵のようなものが1個付くというふうに聞いておりますので直接は当たらないような形になると思います。ただバドミントンのシャトルとかは入っちゃうこともあるかもしれないのですが、それは手で取っていただくと。バレーボールとかバスケットボールとか、パネルにあたると影響が出ちゃうようなものは、その手前の防護柵のようなもので防がれるという形です。

○安武委員

もう1点、先ほど見学に行かれたとおっしゃった磯子の体育館は、規模的には茅ヶ崎の総合体育館と同じぐらいの規模ですか。

○工藤課長補佐

同じぐらいの規模です。

○安武委員

はい、分かりました。

○竹内委員

ここは審議じゃなくて、この資料に対しての質問でよろしいですか。

先ほどのパネルの質問の関連で、私はミニバスで子どもたちを指導しているのですが、例えば子どもが触って低温火傷するとか、逆に冷たくて気持ちがいいから触るとか、そういうところの安全対策はどのようにされていますでしょうか。

○佐藤課長

ご心配の部分もあると思いますけども、その辺、これから確認をしながらやっていきたいと思います。

実際に施工例もございますし、そういった事例がある可能性もあると思いますので、実際に何か不都合があれば利用者の方々を含めて、こういうところを注意してくださいというような喚起をするとか、実際商品化されているものなので、低温火傷するとかはないと思いますけれども、その辺も施工業者や建築担当の方等も含めて、確認しながら進めてまいりたいと思っております。

○佐藤会長

他にございますか。よろしいでしょうか。

○大竹部長

よろしければ市外料金の設定のところなどお考えをお聞かせいただければと思います。

○竹内委員

この資料3番の料金体系のところ、藤沢市とかと比べると安くて、秩父宮とかよく利用させてもらっているのですが、冷房代はプラス6千円とかすごい料金にな

って、冷房も使わずやったりするのですが、それを考えると、冷暖房込みで新しく綺麗でとなると、やっぱり料金は上がってもしようがないのかなと考えたりですね。

あと、ここに書いていない市の施設のハマミーナにも体育室がありますが、そこは1時間600円で、冷暖房込みで600円というのはすごく安くて、他の市と比べてもどうか、市内の中でもどうか、というところも加味して値段を設定しなければいけないのかなと思っていますけど、そのへんいかがでしょうか。

○佐藤課長

ハマミーナにつきましては所管外ではっきり即答できなくて申し訳ないのですが、同じ部内なのですが文化推進課というところが主管している施設でございます。空調が随時入っているかどうかというのも・・・あっ入っているんですね。送風式のものですか。

○竹内委員

確かそうですね。

○安武委員

ハマミーナですかね、「冷房入れますか。」って聞かれます。

私はバドミントンをしているので、特に風が出ると嫌なので止めてくれという意見もあるらしく、「使いますか。」と聞かれます。設定温度も何度ぐらいにするか聞かれます。

○佐藤課長

ハマミーナとの比較という部分も確かにあると思いますが、今回空調の方式も違いますし、あとは実際その空調を入れる目的・考え方自体も、他市のように使いたかったら入れる、入れない、ということではなく、快適な環境を整えるために、管理者側のほうで温度湿度を管理して入れるという方式をとってまいりたいと思いま

すし、かなり最新の空調設備が入るということ、空調だけではなく電気などについても LED の電気にすべて替えたり、床も全部張り替えて新しい床になるということもございますので、それにかかるランニングコストと空調を入れることによって発生する工事費ではなく光熱費的なものを両方加味した形で他市と比べてどうなるのかということも勘案しながら料金設定をしてみたいと考えております。

○竹内委員

そうしましたら市外から申請した場合の料金体系についてですけれども、ちなみに市外から来ている人の割合はどのようなものなのでしょうか。多分、団体で予約するときには茅ヶ崎市の誰か1人やって、他の利用者が市外だとしても分からないですよね。

藤沢市の秩父宮記念体育館とか考えると藤沢駅から歩いて10分から15分、総合体育館も茅ヶ崎駅から歩いて10分から15分で同じような立地条件なのですが、全然料金体系が違って茅ヶ崎のほうが安いとなれば茅ヶ崎のほうに来たがることになる。抽選だと思うのですが、茅ヶ崎のほうが藤沢市より抽選時期が早いですよね。茅ヶ崎市は1日から15日、藤沢市は15日からですから、先に茅ヶ崎のほうでどんどん予約を取られて、逆に市民が使いにくくなってしまわないか、ということもあったりするのであれば市外の人に対する料金体系を変えていただきたい。また、団体利用の場合、1人茅ヶ崎市がいれば他が全員他の市の人でもいいという悪い考えも多々出てくると思うので、うまくそのへんをやっていただきたい。この棒グラフについても、一般の市民がこれを見てないから分からないわけですよね。パブコメ出しても、市民の何パーセントがパブコメ見て意見を出すのかというのがありますし、私と安武さんはやっぱり市民代表として言わなければいけないと思うのですが、やっぱり総合体育館を建てるのにも税金使っているわけであって、利用者に対してさらに税金で負担を軽減してあげるっていうのは、利用していない人が納得しないと思うのです。すべて市民税なのかちょっと分からないのですが、市民が納得できるような感覚の料金設定に、市外の人にはもう使えないぐらい、または応募したくないぐらい高くして欲しいと思います。

もう1つですが、言い方が悪かったら申し訳ないのですが、障がい者に対して、割引をやっていないですよ。市内の障がい者が何人いらっしゃるのか分からないのですが、身体障がい者だったらすぐ見てわかるのですけども、やはり知的障がいとか精神障がいはなかなか見ても分からないと思うのですが、そういう人たちもスポーツをしたい、スポーツをすることによって、例えば精神障がいでアドレナリンが出たりとか、スポーツも精神障がいの治療の1つだと思っています。やはりそういう身内の障がい者を幸せにできていないのに、何で市外の人に税金を使うか、そういうふうに思ったりする人も中にはいらっしゃるのではと思います。特に子どもが障がいを持っている場合、パラスポーツやってみたい、ボッチャやってみたいというときに、今度冷暖房がついてすごいけど、藤沢とか平塚とかの人ばかりが使って、倍率も高くて全然当たらないというような話にならないような抽選の仕組みというものも、料金体系と一緒に考えていかないといけないのでは。「市民全体を支える」というキーワードがあるわけですが、障がい者だってバリアフリーしたいわけであって、心身障がい以外にも知的障がいとかそういう人たちのためにも何かできるようにやっていただきたいなあと。せっかく料金体系を検討し直しているのですから、そういうところもやっていただきたい。

スポーツもできる人は、抽選に当たらなかったとしても藤沢や平塚に行けばいいけど、障がい者の人はそういうこともできないので、まず身内の人をきちんとフォローしてあげたいと思います。その辺、ご意見をお願いできればと思います。

○佐藤課長

ありがとうございます。

まず市外料金につきましては、今竹内委員からもご意見いただきましたが体育館だけがこれまで市外料金の設定がなかったということで、他の体育施設については市外の料金設定があります。それから、団体の方に登録していただくときも、先ほど茅ヶ崎が1人だけいればいいのかというお話もありましたが、今、半分ぐらい茅ヶ崎市の登録が必要というような基準が各施設であるかと思いますので、その辺の基準は統一をさせていただいて、市外の方で登録する場合は、茅ヶ崎の方が半数以

上の場合とか整理しながらやっていきたいと思っております。これだけ経費をかけて工事をしてリニューアルする体育館ですので、茅ヶ崎の方に利便性を享受していただくような形のシステムを作っていきたいと考えております。また、今回空調を入れることで、これまで夏場は暑くてあるいは冬場が寒くて使いづらいなと思っていただ障がいのお持ちの方についても快適な環境で使っていただける体育館になると思いますので、これからはそういった方々、団体含めて、体育館が快適に使えるという周知をしていきたいと思っております。また、今手元に資料がありませんが、障がい者の方については、減免の規定が当初からあると思っておりますので、その辺のところは積極的に使っていただける環境が整うということも含めて、周知をしてまいりたいと考えております。

○竹内委員

今減免の話が出たのですが、等級とか障がいの種類によって減免されない、されるという区分けがすごくあって、同じ障がい者でも、そこにもバリアがある、要するにハードルあるというところがあります。藤沢ですと等級によっても変わらないのですが。また、うみかぜテラスについても駐車場が有料になって、建物近くの駐車場については、障がい者は停めていいと書いてあるのですが、見たら「身体障がい者」と書いてあって、これだと、「心身障がい者」又は「精神障がい者」は停めてはいけないのか。なんで「身体障がい者」だけに限定するのか。そういうところにもバリアがすごくあります。バリアフリーではなく、障がい者の中にもバリアがあるというところも再度見直していただきたい。藤沢はすべて障がい者が使えますので、割と使いやすいと思っておりますけれども、やはり弱い立場の人を守るというのも市民の1つの役割かなあと思っておりますので、障がい者を市民で守っていくところをご検討いただければと思います。

すみませんが、学識経験者の方に意見をお願いできればと思います。

○長谷川副会長

私が知る限りですけど、障害者手帳を出すと優先的な利用だったり減額だったり

ということはあると思いますので、今現在その想定がされていないのであれば検討した方がよいかと思います。

○工藤課長補佐

予約のルール等々については、今の公共予約施設端末のシステムを2年後にフルリニューアルする計画があります。その中で、体育館については今まで市内市外もそうですけれども、既存のルールの中でやってきたところがあるので、そのタイミングでいろいろ見直しをかけたいと思っているところでございます。

○大竹部長

よろしいですか。

今やはりインクルーシブスポーツというところで時代がそういう潮流にありますので、審議会も含め、やはり障がいの有無または年齢に関わらずといったところで、これから先は、笑顔で活力溢れるっていうことになれば、当然多くの市民の方にスポーツにも携わっていただきたいといったところがありますので、お話しや再三ご意見をいただいていますように、利用料金の見直しの部分ですとか、どうしたら利用しやすくなるのかという、そういうソフト的な部分も含めて、審議会も含めいろいろなところで当然検討していかなければいけないと思いますので、いただいたご意見を踏まえながら検討してご報告をさせていただければと思います。

○佐藤会長

はい、それでは事務局のほう、ぜひよろしく願いいたします。

それでは利用料についてはよろしいでしょうか。

その他のほうにいきたいと思います。

続きましてその他といたしまして事務局よりお願いいたします。

○松原課長補佐

それでは本日お配りしましたカラー刷りの田中映伍さんの資料をご覧いただきな

がらご説明させていただきたいと思います。

前回の審議会の委員の方々に、協定締結式前に田中映伍さんとの協定締結についてご意見を伺っておるものですが、本年度の4月22日に、パラ水泳の田中映伍さんと茅ヶ崎市スポーツ振興に関する協定、通称スポーツアンバサダー協定というのを締結させていただきましたのでご報告させていただきます。

田中選手につきましては、8月の下旬からパリで開催されるパリパラリンピック競技大会に出場が決定しております。出場種目についてはまだ決定はしていませんが、8月下旬から9月上旬にパラ水泳が開催されることが予定されており、放送局で放映される可能性もありますので、委員の皆さまにもぜひ応援をしていただきたいというふうに思っています。

説明は以上です。

○佐藤会長

ありがとうございました。何かご質問がございますか。

○竹内委員

田中さん、頑張ってもらいたいと思います。

今日は見ていないのですが1週間前ぐらい前に市役所に来たときに、田中さんの展示が下のほうにちょっとあるだけで、他の方は上に大きくあるのですが。やはり同じアンバサダーでいらっしゃいますし、特に障がい者であるので同じように展示していただければと思います。

○松原課長補佐

ご意見ありがとうございます。

実は本日の朝、4つのパネルを本庁舎側のところに移設しまして、同じサイズ感で設置をさせていただいておりますのでお帰りの際に見ていただければと思います。

その他にも、パラの田中選手も含めて、スポーツアンバサダーが今4人いらっしゃいます。

1 人目が、ガールズ競輪及び自転車トラックの佐藤水菜選手です。

2 人目が、自転車で空中を飛ぶようなBMXという競技の内藤寧々選手です。

3 人目が、サーフィンの松田詩野選手。

そして先ほどの田中選手の4人が現在スポーツアンバサダーとなっております。そのうち3人がパリで開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会に出場することになっています。そこで、掲示するだけではなく今後はちがさき動画ライブラリーという市の公式の YouTube チャンネルで動画を配信したり、また子どもたちにも4人を周知したいと考え、現在、様々な取り組みを考えているところでございます。パリオリンピック・パラリンピック競技大会前にその4人をまちぐるみで紹介していきたいと思っております、そうした取り組みを展開していきたいと思っております。

以上です。

○佐藤会長

他にございますか。

それでは、各事業については、本日出されました意見にも十分留意しながら、引き続き取り組みをお願いいたします。

最後に委員の皆さまから何かありましたらお願いいたします。

事務局の方向かございますか。

○大竹部長

先ほど皆さまからいろいろご意見賜りました資料2の4ページの項番の9のところで、2次元バーコードが入っております。スマートフォンをお持ちの方いらっしゃいましたら、こちらの方にカメラかざしていただくと、総合体育館の工事の進捗状況が見えるようになっております。総合体育館に直接入るには危険が伴いますので、これから刻々と変わっていく総合体育館の中の工事の状況というものを画像でご紹介しておりますので、こちらのほうでご覧いただければと思います。

あともしLINEというSNSをやられている方がいらっしゃいましたら、本市のLINE

にスポーツというコンテンツがありますのでそちらの方をぜひ選択していただきま
すと、市のスポーツの情報、例えば先ほど松原のほうから紹介しました動画の配信
などもご覧になることができますので、ぜひそちらのほうも委員の皆さまにもご覧
いただきまして、またご意見を賜ればと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします
ます。

○佐藤課長

次回の日程の関係でございますが、令和7年の3月に第2回審議会を想定してい
ます。

また2月ごろに詳細な日程が決まりましたら、ご連絡を差し上げますのでどうぞ
よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○佐藤会長

他にご意見がなければ以上をもちまして、本日のスポーツ推進審議会を閉会いた
します。

委員の皆さま、ご協力ありがとうございました。

(16時35分終了)